

福島県奨学資金

高等学校・専修学校（高等課程）

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

1 募集人員（※予約採用者を含む） 400名程度

2 貸与月額

区分	国公立	私立
自宅通学のとき	18,000円	30,000円
自宅外通学のとき	23,000円	35,000円

3 貸与期間

令和7年4月から在学する学校の正規の修業期間

4 申込の方法

在学する学校を通して行います。

① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____ 月 _____ 日まで



② 学校の推薦を得て申請へ



③ 学校より申請書類を福島県へ **令和7年6月30日(月)必着**

5 採用の決定

提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。

採否については、学校を通して9月初旬まで本人に通知します。

採用決定ののち、誓約書を受領後、4月分まで遡り貸与を開始します。

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

TEL: 024-521-7775 (直通)

Fax: 024-521-7973

福島県奨学資金

検索

<応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。
 - (1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限2年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒であること。
 - (2) 次に掲げる条件を具備していること。
 - ① 県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。
 - ② 県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、入学又は転学するまで県内に6ヶ月以上住所を有しており、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。
- 2 在学学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

【学 力】

- 1年生・・・中学校における最終学年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第2位四捨五入）が**3.0以上**であること。
- 2・3年生・・・2年生は1年次、3年生は1・2年次の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第2位四捨五入）が**3.0以上**であること。
- 専攻科・・・学年によらず直近2ヶ年分の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第2位四捨五入）が**3.0以上**であること。

※県立高校の入学者募集停止及び統合に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。（詳細は、次頁（※1、※2）をご覧ください。）

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

～収入の目安～ [父・母・高校生・中学生の4人家族の場合]

給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
785万円以下	330万円以下

※ 所得基準額は、家族の人数などによって異なります。

<貸与方法>

採用決定後、本人の口座に原則として毎月10日（その日が土・日・祝日の場合はその日以後最初に金融機関が取引を行う日）に交付します。

なお、在学採用の初回の振込は、令和7年9月末頃に4月～9月分をまとめて交付する予定です。

<利子・保証人>

無利子・連帯保証人1名（原則親権者）・保証人1名

<注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 他の貸与型奨学資金と併願することは可能ですが、同時に受けることはできません。採用後に他の貸与型奨学金との併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。
- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。
- 4 福島県奨学資金は、「在学採用」のほか、「緊急採用」「震災特例採用」もありますので、高校教育課までお問い合わせください

- ※1 県立高校の入学者募集停止に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
 （平均評定は問わない。勉学に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると学校長が認める者。）

入学者募集停止に伴う学力基準緩和対象 *				
	入学者募集停止にかかる 高校及び学科 (A)	対象となる高校及び 学科 (B)	対象中学校 (C)	対象期間
令和 5 年度	県立塙工業高等学校 工業科	県立白河実業高等学校 工業科	棚倉町立棚倉中学校 塙町立塙中学校 矢祭町立矢祭中学校 鮫川村立鮫川中学校	令和5年度から 令和9年度
	県立白河実業高等学校 農業科	県立修明高等学校 農業科	白河市立白河中央中学校 白河市立白河第二中学校 白河市立東北中学校 白河市立白河南中学校 白河市立五箇中学校 白河市立表郷中学校 白河市立大信中学校 西郷村立西郷第一中学校 西郷村立西郷第二中学校 西郷村立川谷中学校 泉崎村立泉崎中学校	令和5年度から 令和9年度
令和 7 年度	県立好間高等学校	県立いわき総合高等学校	いわき市立赤井中学校 いわき市立小川中学校 いわき市立三和中学校 いわき市立好間中学校	令和7年度から 令和11年度

* (A)の入学者募集停止により、(C)の生徒が(B)の高校及び学科に進学する場合、学力基準を緩和します。

- ※2 県立高校の統合に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
（平均評定は問わない。勉学に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると学校長が認める者。）

統合に伴う学力基準緩和対象			
	統合校 (A)	対象中学校 (B)	対象期間 (C)
令和4年度統合	県立須賀川創英館高等学校	須賀川市立長沼中学校、須賀川市立岩瀬中学校、天栄村立天栄中学校	令和4年度から令和8年度
	県立会津西陵高等学校	会津坂下町立坂下中学校、湯川村立湯川中学校、柳津町立会津柳津学園中学校	令和4年度から令和8年度
	県立いわき湯本高等学校	いわき市立上遠野中学校、いわき市立入遠野中学校、いわき市立田人中学校	令和4年度から令和8年度
	県立相馬総合高等学校	新地町立尚英中学校	令和4年度から令和8年度
	県立ふくしま新世高等学校	伊達市立伊達中学校、伊達市立梁川中学校、伊達市立松陽中学校、伊達市立桃陵中学校、伊達市立靈山中学校	令和4年度から令和9年度
令和5年度統合	県立伊達高等学校	伊達市立梁川中学校	令和5年度から令和9年度
	県立二本松実業高等学校	二本松市立小浜中学校、二本松市立岩代中学校、二本松市立東和中学校	令和5年度から令和9年度
	県立会津農林高等学校	喜多方市立山都中学校、喜多方市立高郷中学校	令和5年度から令和9年度
	県立南会津高等学校	南会津町立館岩中学校、南会津町立南会津中学校	令和5年度から令和9年度

* 統合により、(B)の生徒が(A)の高校に進学する場合、学力基準を緩和します。

**※1及び※2については、対象中学校は限られていますのでご注意ください。
詳しくはお問い合わせください。**

＜必要書類＞ 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

□ 福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(生徒)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)必要です。
 - ※ **連帯保証人**・・・福島県内に住所を有する親権者等(父、母または未成年後見人)となります。
 - ※ **保証人**・・・申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年者。
65才以下の方にしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押して、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

□ 福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している学校で記入します

□ 令和7年度(令和6年分・令和6年1月から令和6年12月まで)所得証明書(就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、**無職、年金受給者**の方も提出してください。
- ③ 令和6年の中途又は令和7年中に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。

□ 住民票謄本(本籍記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの。

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 取得の際は、マイナンバー以外全ての項目の表示を「有」として下さい。(続柄・筆頭者など)
- ③ **同居・別居を問わず同一生計の方全員分**を提出ください。(単身赴任や学生を含む)
 - ※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

□ 保証人の住民票抄本(本籍記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

□ 口座振替による支払申出書

- ① 申請者(生徒)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② **通帳の表紙及び通帳の見開き1ページ**(金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを添付してください。
- ③ 申請者(生徒)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

□ 居住証明書

□ 特別の事情にかかる経費内訳書

□ 給与支払(見込)証明書

該当者のみ提出

返還について

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。

福島県奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分に御理解の上、申請されますようお願いいたします。

なお、返還の目安については、下表をご参照ください。

返還の方法

【返還の期間・方法】 卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ、20年以内に、全額を**半年賦（年2回）**で返還していただきます。福島県教育委員会より納入通知書を発行・送付いたしますので、ゆうちょ銀行を除く銀行等の金融機関、または、コンビニエンスストアより納付（返還）していただくようになります。（県の指定金融機関及び出納代理金融機関では手数料はかかりませんが、県外の金融機関では手数料がかかる場合があります。）

口座振替等の取扱いはありませんので注意してください。

【利子及び延滞利息】 利子は、**無利子**となります。

ただし、納期限までに返還されなかった場合は、**年10%の延滞利息**が発生します。また、納期限を過ぎても返還に correspondence いただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

返還額の例

		通学別	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額※	回数	年数
国公立 高等学校	3年制	自宅	18,000円	36月	648,000円	36,000円	18回	9年
		自宅外	23,000円	36月	828,000円	41,000円	20回	10年
私立 高等学校	3年制	自宅	30,000円	36月	1,080,000円	49,000円	22回	11年
		自宅外	35,000円	36月	1,260,000円	52,000円	24回	12年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入金額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。（表1～3は次頁を参照して下さい。）

給与所得者 5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高等学校	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

- ① 給与所得の計算式（表1）から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

- ③ 所得基準額表（表2）により 5人世帯3,070千円以下 ということで申請可能となります。

給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	会社員	営業所得	3,300千円	490千円
姉	専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	私立高等学校	自宅通学		410千円

- ① 給与所得の計算式（表1）は当てはめない。

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 410) = 1,280千円$$

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

父子家庭控除額

- ③ 所得基準額表（表2）により 3人世帯2,640千円以下 ということで申請可能となります。

表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額-4,860千円=所得金額

表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,430,000円	5人	3,070,000円
2人	2,290,000円	6人	3,250,000円
3人	2,640,000円	7人	3,410,000円
4人	2,860,000円		

※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書	
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)	
2	就学者のいる世帯 (1人につき) 注1：自宅外通学の控除は、住民票 又は居住証明書でそれが確 認できる場合に限りま す。 確認できないときは、自宅通 学の控除になります。	区 分	通学形態	国公立	私立		
		小学校児童		80,000円			
		中学校生徒		160,000円			
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円		
			自宅外通学	470,000円	600,000円		
		高等専門学校 学生	自宅通学	360,000円	600,000円		
			自宅外通学	550,000円	800,000円		
		専修学校高等 課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円		
			自宅外通学	270,000円	460,000円		
		専修学校専門 課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円		
自宅外通学	620,000円		1,120,000円				
大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円				
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円				
3	障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要	
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。					
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。					
6	火災・風水害・盗難などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。					
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円。					

- 備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。
 ② 現時点(申請時点)において特別の事情に該当する項目について控除されます。
 ③ 3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

緊急採用募集について

高等学校及び専修学校の高等課程に在学する者で主たる家計支持者の失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は、火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学資金の貸与の必要が生じた場合は、下記により奨学生として申し込むことができます。なお、募集は、随時行っております。

1 対象となる者

緊急採用の対象となる者は、次の（１）～（５）のいずれかに該当する事由で、家計が急変したと認められる者となります。ただし、申し込みできる期限は、その事由発生から1年以内の場合に限ります。

- （１） 主たる家計支持者が解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合。
- （２） 主たる家計支持者が死亡又は別離した場合。
- （３） 主たる家計支持者が破産した場合。
- （４） 病気、事故、会社倒産、経営不振その他の家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。
- （５） 火災、風水害、震災（東日本大震災特例採用に該当する場合を除く。）等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。

2 貸与期間

家計急変の事由が生じた月以降で、採用年度末までに限る。ただし、状況が改善しない場合は、願出により翌年度1年間に限り延長することができます。

3 応募資格及び貸与月額

在学採用と同じです（学力基準及び所得基準を除く）。

4 推薦基準

（１） 学力について

高等学校及び専修学校の高等課程に在学している者で勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると当該学校長が認める者。

（２） 所得について

上記１の（１）～（５）の事由で、家計急変したことにより修学が困難で、緊急に奨学資金の貸与が必要であると当該学校長が認める者。急変の理由を明らかにする証明書等の提出が必要です。

5 申し込みの方法

在学する学校を通して、申し込みを行ってください。

(表)

第1号様式 (第1条関係)

福島県奨学生願書		※受付番号								
		※決定番号		高・大第 号						
		ふりがな		性別						
		氏名								
		生年月日		年 月 日 (満 歳)						
在学 学校	立		本籍							
	部 科 学年		現住所		電話番号 ()					
	電話番号 ()		希望事項		貸与月額 円					
同上の 所在地		貸与期間 年 月から 年 月まで								
				大学等入学一時金 円						
家 族 の 状 況	氏名 〔生計維持者と別居している者には×印をつけること。〕	続柄	年齢	職業	勤務先 又は 在学先	疾病の有無	収入(税込) 金額 千円	所得(税込) 金額 千円	※	
	1	本人								
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
計名										
連 帯 保 証 人	ふりがな				保 証 人	ふりがな				
	氏名					氏名				
	生年月日		年 月 日 (満 歳)			生年月日		年 月 日 (満 歳)		
	本人との続柄		年間収入 (税込) 千円			本人との続柄		年間収入 (税込) 千円		
	本籍					本籍				
	現住所		電話番号 ()			現住所		電話番号 ()		

裏面の記載上の注意を読んでから記入してください。

(裏)

参	奨学金を希望する理由					
	現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金	有・無	修学のための資金の名称		資金の種類	
					貸与・給付	
					貸与・給付	
考	本人の履歴	年 月 日	履 歴			
		年 月 日	立 中学校入学			
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
項	1カ月当たりの平均学費 (収入=支出)	収 入		支 出		備 考
		家 庭 か ら	円	生 活 費	円	
		アルバイト等から	円	交 通 費	円	
		県奨学資金から	円	学 校 納 付 金	円	
		そ の 他 か ら	円	書 籍 ・ 学 用 品	円	
				そ の 他	円	
	計	円	計	円		
<p>以上の記載事項に相違ありません。 奨学生として採用された場合は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定を守り奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学資金の返還についても誠実にその義務を履行します。</p> <p>上記のとおり保証人と連署して誓約します。</p> <p>年 月 日 福島県教育委員会教育長</p> <p>申請者 (自 署)</p> <p>連帯保証人 (自 署)</p> <p>保証人 (自 署)</p>						

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) 連帯保証人とは、福島県奨学資金貸与条例第5条第2項に規定する者をいう。
- (3) 現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金が有る場合は「修学のための資金の名称」の欄に当該資金の名称を記入し、「資金の種類」の欄の該当する種類を○で囲んでください。
- (4) 「本人の履歴」の欄には、中学校入学以来の学歴、職歴等について記入し、休学、転学、退学等の身分の異動については、理由を付して記入してください。
- (5) 「1カ月当たりの平均学費」の欄には、在學生にあつては直近の1カ月当たりの平均学費を、新入生にあつては入学後の1カ月当たりの見込額を記入してください。なお、自宅通学者にあつては、生活費の記入を要しません。

奨学金を希望する理由
兄が県外の専門学校に在学しており、また、父が単身赴任中であることなどから、少しでも家計の負担を少なくするため、奨学金を希望します。

奨学金の種類
貸与・給付
貸与・給付

修学のための資金の名称
〇〇市奨学金 申請中

有
無

現在受けている、又はこれから受ける奨学金の種類

本人の履歴

年	月	日	履歴
R4	年	4月1日	〇〇市立 〇〇中学校入学
R7	年	3月31日	〇〇市立 〇〇中学校卒業
R7	年	4月1日	〇〇県立 〇〇高等学校入学
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	

収入

収入	支出	備考
家庭から 5,000円	生活費 15,000円	寮食費等
アルバイト等から 〇円	交通費 〇円	
県奨学金から 23,000円	学校納付金 〇円	
その他から 〇円	書籍・学用品 5,000円	
	その他 8,000円	
計 28,000円	計 28,000円	

1カ月当たり
の平均額

（収入＝支出）

以上の記載事項に相違ありません。
奨学生として採用された場合は、福島県奨学金貸与条例その他の関係規程の規定を守り、奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行します。
上記のとおり保証人と連署して誓約します。

令和〇〇年〇月〇日
福島県教育委員会教育長

申請者（自署）
連帯保証人（自署）
保証人（自署）

福島 太郎
福島 大介
郡山 俊夫

申請者(生徒)、連帯保証人、保証人は、必ず自署してください。

申請時にわかっている範囲で、毎月の奨学金の利用予定を記入してください。「収入計」と「支出計」が同額になるよう内訳を計算してください。

採用された場合の奨学金額を記入して下さい。
※例は県立高校自宅外通学者の場合

署名日を忘れずに！

第2号様式（第1条関係）

※受付番号

福島県奨学生推薦調書													
氏名		在学 学校	立							部 制	科	年	
出身（在学）学校の成績	教科												
	年												
	年												
	教科												成績 平均値
	年												
	年												
推薦所見 〔学力〕 〔人物〕 〔家庭状況〕													
参考事項		(在学学校の学業成績の席次 人中 位)											
<p>上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長（学長） 印</p> <p>福島県教育委員会教育長</p>													
※ 判定													

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
- (3) 「出身（在学）学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合には、記入を要しません。

在学する学校で作成してください

※高校の場合は科目

1年生は、中学校における最終学年の全履修教科の成績を教科ごととに記入してください(指導要録の写しより転記願います。)

2年生は、在学学校における1年次の、3年生は1、2年次の全履修科目の成績を学年、科目ごとに記入してください。

専攻科は、学年によらず直近2ヶ年分の全履修科目の成績を学年、科目ごとに記入してください。

また、卒業後5年以上経過し、成績証明書が取得できない場合は、各学校において、入学試験等の成績により段階評価に換算して記入してください。

日付、学校名、校長名の記入と職印の押印を、忘れずお願いします。

記入もれ注意。
全日制/定時制/通信制のいずれかを記入してください。

「成績平均値」の欄は、全履修教科（科目）の評定の合計を全履修教科（科目数）で割った値（小数点第2位で四捨五入）を記入してください。

「推薦所見」の欄は、申請者の学力、人物、家庭状況等の観点から記入してください。

席次を含めて、参考事項がない場合は記入は不要です。

氏名	福島 太郎		学校	部	科	1年
出身（在学）	国語	数学	理科	社会	〇〇県立	〇〇科
3年	5	4	4	5	4	3
4年						
5年						
成績平均値						4.1
推薦所見	学力 人物 家庭状況					
参考事項	（在学学校の学業成績の席次 人 中 位） 上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。 令和〇〇年〇月〇日 〇〇県立 〇〇高等学校 学校長（学長） 福島県教育委員会教育長					
※ 判定						

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
- (3) 「出身（在学）学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合には、記入を要しません。

口座振替による支払申出書 [債権者登録(変更) 申請書]
【福島県奨学資金用】

<記載例>

福島県財務

債権者コード

フリガナ	モモコ
生 徒 氏 名	福 島 桃 子

注：姓と名の間は1文字あけて記入してください

フリガナ	モモコ	
生 徒 氏 名	福 島 桃 子	
会社区分	住所コード	郵便番号
		9160-8688

注：都道府県・市区町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）

フリガナ	福島	都 府 県	福島市杉木町
住 所	福 島	都 府 県	福 島 市 杉 木 町
番 地	2 番 地 の 1 6 号		
方 書	県 営 杉 妻 団 地 A 棟 2 0 1 号 室		

支払方法

1 1. 口座振替

金融機関名	店 舗 名
東邦銀行	県庁支店
預金種別（※貯蓄口座は利用できません）	口座番号（右づめ）
1 1. 普通預金 又は 総合口座	00999999

口座名義人（※生徒本人名義をカナで記入）

フリガナ	モモコ
備 考	

執行機関名 高校教育課

決定番号	学校名
高 第 号	〇〇高等学校

記入上の注意

- 裏面の記載例を参考に、色のついた欄を記入してください。
- 生徒の住民票住所の記載どおり、そのまま写してください。
- 右下の日付/住所/生徒氏名/電話番号を忘れずに記入してください。

日中連絡のとれる携帯電話番号を記入すること。

注：市外局番からハイフンなしで記入してください	電話番号
	09012345678

住民票の住所を記載どおりに記入してください。
特に「〇〇番地の〇号」の「番地」「の」「号」「建物名」は、記載されたままを写すこと。
誤→「△市△2-16 A-201」（簡略不可!）

※ゆうちょ銀行の通帳に、口座番号の記載が無い場合は、余白に「記号」「番号」を記入。

(例)
記号18280
番号999991

日付・住所・氏名・電話番号を自署してください。

福島県知事
上記のとおり申請します。

令和〇年〇月〇日

住所
氏名
電話番号

※上記に記入した金融機関の、通帳の表紙および見開き1ページ（金融機関名・店舗名・口座番号・カナ氏名がわかるページ）のA4コピーを必ず添付してください。

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地（〒・建物名・部屋番号も記入してください。）

〒

3 居住の期間

年 月 日から現在（ 年 月）まで

令和 年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主、学校寮は学校）

住所

氏名

印

《提出が必要な方》

- ・住民票を移動せずに居住地を変更している場合は、住居の管理者の証明が必要。
- ・自宅外通学（親、もしくは生計維持者と別居している）者は、在寮証明書でも可。

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

福島 太郎

2 住居の所在地(〒・建物名・部屋番号も記入してください。)

〒963-0000

福島県郡山市麓山1番地の1 コーポハマ 103 号室

3 居住の期間

令和〇年 4月 1日 から 現在 (令和〇年 6月) まで

令和 年 月 日

証明者(住居の所有者又は貸主)

住 所 郡山市大町1番地1号

氏 名 (株)〇〇不動産

印

提出が必要な方

- ・住民票を移動せずに居住地を変更している場合は、住居の管理者の証明が必要。
- ・自宅外通学(親、もしくは生計維持者と別居している)者は、在寮証明書でも可。

(注) 該当者のみ
提出

特別の事情にかかる経費内訳書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長

(生徒名)

申請者

特別の事情にかかる経費については、下記のとおりです。

記

〔該当項目〕	※該当する項目の番号に○をつけてください。
1 障がい者がいる。	(該当者 分)
2 長期療養者がいる。	(該当者 分)
3 家計支持者が別居している。	
4 火災・風水害・盗難などの被害を受けた。	

(単位:円)

年・月						月計
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
領収書計						
年間推算額						

- (注1) 「障がい者がいる場合」 : 障がい者手帳のコピーを添付してください。
- (注2) 「長期療養者がいる場合」 : 病院・医師の「領収書(申込時まで6か月以上継続療養中のもの)」を添付し、年間所要見込額を推算してください。
- ※ 「障がい者がいる場合」に該当した場合は重複しての控除はできません。
- (注3) 「家計支持者が現在別居して: 表に家賃・電気・ガス等の費用項目を記入し、各々最新の数ヶ月分の領収書添付し、年間所要見込額を推算してください。」
- (注4) 「火災・風水害・盗難」 : 罹災証明書、被害届等を添付し、被害総額を推算してください。
- (注5) 証明書類の添付がない場合は控除の対象になりません。

